

外国送金取引にご来店のお客さまへ

紀陽銀行では、外国為替取引に係る我が国の外為法や米国OFAC規制(※)など、各国の経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置の確実な実施とともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、外国送金のお取り扱いに際して、ご送金内容のご説明や各種資料のご提示、ご提出等をお願いしています。

お取引内容によっては、ご説明や資料のご提示、ご提出をいただいた場合でも、当行の判断によりお取引をお断りさせていただく場合がございます。

また、当行で預金口座をお持ちでない方や、現金を原資とする外国送金はお受けしておりません。

お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【提示・提出をお願いする書類の例】

送金目的	提示・提出をお願いする資料
貿易全般	売買契約書 (SALES CONTRACT)、請求書 (INVOICE) 船荷証券 (BILL OF LADING)、 原産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN) など ※商品の品目、金額、原産地、船積地、仕向地等を確認させていただきます
生活費	お受取人との関係を確認できる資料、収入の状況を確認できる資料 など
学費	授業料等の請求書、入学・在学の状況を確認できる資料 など
医療費	請求書、入院・通院の状況を確認できる資料 など
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行の行程を確認できる資料 など
投資	契約書 など
不動産購入	売買契約書 など
ご自身の外国銀行 口座への振込	通帳や口座の内容を確認できる資料 など

送金内容により、上記に加えてさらに資料のご提示をお願いする場合がございます。

(※)米国OFAC規制

米国の財務省外国資産管理室 (OFAC) は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

<<OFAC規制上の理由により、当行でお取り扱いができないお取引 (2023年1月現在)>>

- ①お取引の当事者(*)の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれているお取引
- ②米国政府が特定している、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

(*)お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

※上記はあくまでも例示であり、OFAC規制の詳細についてはOFACホームページにてご確認ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>